

# 施設の使用料が変わります

令和7年（2025年）4月1日から施設の使用料を改定します。

「菅谷たたら山内」及び周辺施設の施設使用料は下記のように変わります。

単位：円、税込

区分		～3月31日	4月1日～
入場券（個人）	一般	310	350
	小中学生	210	230
入場券（団体）	一般（20人以上）	260	290
	小中学生（20人以上）	150	170

備考  
1. 市長が特に必要と認める場合は、使用料に1.5倍した額（10円未満切捨て）を使用料とします。

利用者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】  
吉田総合センター市民サポート課  
TEL 74-0211

雲 南 市

# 施設の使用料が変わります

令和7年（2025年）4月1日から施設の使用料を改定します。

吉田町郷土資料館の施設使用料は下記のように変わります。

単位：円、税込

区分		～3月31日	4月1日～
資料館入場券 （個人）	一般	520	580
	小中学生	260	290
資料館入場券 （団体）	一般（20人以上）	410	460
	小中学生（20人以上）	210	230
創作館使用料	1回2時間以内	1,040	左記の区分がなくなり、「1時間当たり」の区分料金になります。
	1時間増ごとに	310	
	1時間当たり	—	640
備考 1. 市長が特に必要と認める場合は、使用料（創作館使用料を除く）に1.5倍した額（10円未満切捨て）を使用料とします。			

利用者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】  
吉田総合センター市民サポート課  
TEL 74-0211

雲 南 市